

鳥獣被害防止特措法の概要

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を踏まえ、平成19年12月に、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」が成立（対策の担い手の確保、捕獲の一層の推進等を図るため、平成24年、26年及び28年に一部改正）。
- この法律は、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対して支援すること等を内容とするもの。

農林水産大臣が被害防止施策の基本指針を作成

基本指針に即して、市町村が被害防止計画を作成

被害防止計画を定めた市町村及び計画に基づき鳥獣被害対策実施隊を設置した市町村に対し、必要な支援措置を実施

制定時(H19)の主な措置

- 特別交付税の拡充（交付率0.5→0.8）、補助事業による支援など、必要な財政上の措置が講じられる。【**財政支援**】
- 市町村が希望する場合、都道府県から被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限が委譲される。【**権限委譲**】
- 鳥獣被害対策実施隊を設置することができ（民間隊員は非常勤の公務員）、捕獲隊員には狩猟税の軽減措置等の措置が講じられる。【**人材確保**】



これまでの改正（H24,26,28）で追加された主な措置

- 一定の要件を満たす、
 - ① 鳥獣被害対策実施隊員については『当分の間』
 - ② 鳥獣被害対策実施隊員以外の者で被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者については『平成33年12月3日までの間』※銃刀法に基づく猟銃の所持許可の更新時等における技能講習を免除。
※ 平成24年改正で『平成26年12月3日までの間』とされていたものを、平成26年改正で2年間延長され、平成28年改正でさらに5年間延長。
- 対象鳥獣の捕獲等に要する費用の補助、捕獲鳥獣の食肉処理施設の整備充実、流通の円滑化等の措置等を国等が講ずる旨を明記。（H24改正時）
- 目的規定に捕獲した鳥獣の食品としての利用等を明記するとともに、食品としての利用等を推進するため、人材育成や関係者間の連携強化に必要な施策等を国等が講ずる旨の規定を新設。（H28改正時）
- 市町村が必要と認める場合、鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項を被害防止計画に記載しなければならない旨の規定を新設。（H28改正時）